

買 受 適 格 証 明 願

年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事

申請者氏名

電話番号

下記により農地法第5条の規定による許可を必要とする買受けの申出をしたいので、最高価買受申出人となった場合は同法同条の規定による許可を受けられるものであることを証明願います。

1 申出の期日及び提出先	申出の期日		適格証明書提出先			備 考			
	年	月 日							
2 申請者の住所及び職業	住 所						職 業		
3 証明を受けようとする土地の表示、利用状況、普通収穫高、耕作者の氏名及び土地利用区域の別	土地の所在	地番	地目		面積	利用状況	10a当たり普通収穫高	耕作者(所有者)の氏名	市街化区域、市街化調整区域その他の区域の別
			登記簿	現況					
	計		m ² (田		m ² 畑		m ²)		
4 転用計画	(1) 転用事由の詳細								
	(2) 転用の時期及び土地利用期間			着工年月日～完了年日			利 用 期 間		
				～			年 間		
	(3) 転用の目的			(4) 転用の目的に係る事業又は施設の概要					
5 転用することによって生じる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要									
6 その他参考となるべき事項									

上記のとおり証明する。

年 月 日

埼玉県知事

□

(添付書類)

1. 申請者が法人である場合には、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し
2. 土地の位置を示す地図及び土地の登記事項証明書
3. 申請に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
4. 規則第三十一条第五号の資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
5. 申請に係る農地又は採草放牧地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があつたことを証する書面
6. 申請に係る農地又は採草放牧地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面）
7. 前項ただし書の規定により連署しないで申請書を提出する場合にあつては、第十条第一項各号のいずれかに該当することを証する書面
8. その他参考となるべき書類

(本人確認に係る留意事項)

1. 申請者が窓口申請書類を持参する場合、本人確認のため次のいずれかの書類を提示してください。
【1点でよいもの】
運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書等
【2点必要なもの】
健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等
2. 上記1以外の場合（代理人が持参する場合や郵送する場合等）、申請者の本人確認書類として、次のいずれかの書類を添付してください。
運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード、特別永住者証明書、健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等のうち2つの写し
3. 申請者が法人の場合は、上記添付資料1の登記事項証明書等により確認します。
4. 必要に応じて農業委員会や県が申請者に電話で申請書の内容について確認する場合があります。